

「年金セミナー」に講師(社会保険労務士)を派遣します

* 派遣に関わる費用(講師料・交通費)は労働基金が負担

県労福協の構成団体である「財団法人・長野県労働者福祉基金協会」(略称・労働基金)では、労働団体、労働組合、労働者福祉事業団体や県労福協等が主催する「年金セミナー」に、労働基金が委嘱した社会保険労務士を講師として派遣する「講師派遣事業」を本年度1月から新しく始めました。

勤めている間は、年金、健康保険、雇用保険等の各種手続きは本人に代わって事業主が行っていますが、一旦退職すると、自分のことは何もかも自分で手続きをしなければなりません。そんな面倒な難しい色々な手続きも「知っていて得するもの」が沢山あります。今まで、退職間近な方々が集まり「年金セミナー」が各地区や各職場単位に開催されて大変好評を得ています。

講師料や交通費の派遣に関わる費用は労働基金が負担しますので、多くの皆さんのご利用を期待しています。早速、あなたの職場でも、あなたから開催を勧めてこの制度を活用してみませんか。

(お申込みは、ろうきん本支店、全労済県本部・支所、県労福協、地区労福協、県生協連加盟の生協の窓口までご連絡ください。)

法律・税務相談一「心配ごと110」顧問弁護士1名増員!

労働基金では、日常の法律、税務上の質問やトラブルの相談に、県内6名の弁護士と長野県税理士会所属の税理士全員を顧問に委嘱して、皆様の相談に無料で応じています。

本年1月からは、法律相談件数が特に多い長野地区に顧問弁護士を1名増員(柳澤修嗣氏)し、7名の弁護士による相談体制にしました。紹介状持参で1時間の無料相談が受けられますので、是非ご利用ください。

相談を希望される方は、ろうきん本支店、全労済県本部・支所、県生協連加盟の生協の窓口までご連絡ください。

顧問弁護士	氏名	事務所所在地	電話番号
下平秀弘	〒395-0013 飯田市小伝馬町1-3594-7	0265-24-4155	
佐藤 豊	〒380-0922 長野市若里1-15-62	026-226-0689	
柳澤 修嗣	〒380-0836 長野市南原町999-10	026-223-5788	
佐藤 芳嗣	〒386-0023 上田市中央西1-7-2	0268-27-9349	
高野尾三穂	〒390-0872 松本市北深志2-3-5	0263-33-1111	
牛山 秀樹	〒392-0004 諏訪市諏訪2-1-27	0266-53-4339	
鷺見 翔平	〒396-0021 伊那市大字伊那5000	0265-72-4826	

は争いから手を引き私の力になつても
られないでの、近くで相談にのつてくれる所を教えて欲しい。

【回答】(千野正嗣司法書士)



直接相手方である

長女との交渉が無理であれば、近くの弁護士に依頼して相談にのつ

てもう。審判による分割でなさるか、

または長女の持つている遺言状の内容によつて審判手続きが継続されないとすれば、遺留分減殺請求権に基づき訴訟することになる。

【ワントピント】「調停と審判による分割」

○通常、調停は家事審判官1名と、調停委員2名以上の合議制で進められ、当事者間の話し合いによる解決をはかる。内容は相続人全員が合意で成立するものであり、合意が成立しないときは、調停は不成立となる。調停が成立しない時、裁判所の判断によって分割方法を定めてくれるように申し立て、その審判に従つて分割する事を審判分割といふ。審判は、家庭裁判所がする一種の裁判のこと。

「遺留分減殺請求権」

○遺留分とは、一部の相続人に最低限度保証されている一定な割合の遺産のこと。遺言があれば自由に財産を処分できるが、遺留分制度はこれに一定の制限をかけるもの。○遺留分の権利者は法定相続人のうち配偶者、子、孫、親、祖父母で、兄弟姉妹は認められていない。○遺留分の請求侵害された財産について、「遺留分減殺請求」をしなければ財産は戻らない。○遺留分減殺請求権の時効は相続の開始及び遺留分を侵害する贈与や遺贈があつたことを知ったときから1年(以後は時効により消滅)。○遺言の有効性遺留分制度はあるがそれを無視した遺言は有効。遺留分の権利を持つ相続人が遺留分減殺請求をすることで初めて効力が発生する。○遺留分減殺請求書は「内容証明郵便」で送るのが望ましい。

【事例⑤】(男性)

『離れて住む妻の両親の面倒を妻に引き受けた。義父名義の建物を改修後もみてきた。義父名義の建物を改修

したいが義兄が文句を言う』

妻は兄、弟の3人兄弟で、東北地方

都市に住む両親は健在。妻は両親の面倒をすくつと見てきたが、2年前に亡くなつた。その後は自分が面倒を見てきた。

義父名義の建物を改修したいが、義兄が文句を言う。どうしたものか。

【回答】(徳竹春近司法書士)



相続権については自分の子(義父母の孫)にも権利がある。義兄が改修について文句を

言うのであれば、改修費は自分の費用で賄い、その旨承知してもらう。但し、改修の程度にもよる。

義父母が被相続人になった場合でも、土地は自分の名義だから建物を長男(義兄)が相続することは現実的にはない。お金で解決すれば良いのではないか。

成してみてはいかがでしょうか。

家族が争い合う「争族」(そつぞく)問題にしないためのあなたの愛情がきっと伝わります。

新たな年を迎えたこの機会に、ご自身の財産を書き出して見ましょう。



前号(12/1号)の「労働問題と労働保険関係」を担当。
社会保険労務士の山口正人氏



無料職業紹介所相談員
桝野金治郎氏

くらし・なんでも相談「ぼくとダイヤル」
0120-39-6029